

避難計画策定及び避難確保計画作成の取組状況

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の概要

1. 目的

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もつて当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

2. 概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会（第4条）

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

- 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

必須構成員

都道府県・市町村

気象台

地方整備局等
(砂防部局)

火山専門家

自衛隊

警察

消防

必要に応じて追加

観光関係団体 等

※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

協議事項

- 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの

火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

- 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
- 右の2、3を定める際の基準等
- 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）

- 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
- 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
- 避難場所・避難経路
- 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
- 避難訓練・救助 等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知

【火山防災マップの例（桜島）】

【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

避難施設緊急整備地域の指定（第13条）

避難施設緊急整備計画の作成（第14条）

＜都道府県知事＞

※道路・港湾・広場・退避ごう等の整備、学校・公民館等の不燃堅牢化

防災営農施設整備計画等の作成（第19条）

＜都道府県知事＞

※農林水産物の被害を防除するための施設の整備等

降灰除去事業の実施（第22条）

＜市町村＞

※道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

降灰防除地域の指定（第23条）

降灰防除事業の実施（第24条～26条）

※地域内の教育施設、社会福祉施設での空気調和施設等の整備、医療施設・中小企業者の施設等整備に対する低利資金融通

- 自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）
- 治山・治水事業の推進（第27条）
- 人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進（第29条）
- 研究観測体制の整備、研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

火山災害警戒地域における火山防災対策の取組状況 (令和3年9月30日現在)

避難計画

火山災害警戒地域が指定された49火山における市町村の火山防災対策の取組状況(令和3年9月30日現在)

火山名	関係都道県	火山防災協議会設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	市町村地域防災計画等における警戒避難に関する記載 (※1)		火山名	関係都道県	火山防災協議会設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	市町村地域防災計画等における警戒避難に関する記載 (※1)	
					(策定済市町村数 (※2) / 関係市町村数 (※3))	(策定済市町村数 (※2) / 関係市町村数 (※3))							
アトサヌプリ	北海道	○	○	○	◎	(2 [2 ^(※1)] / 2)	新潟焼山	新潟県、長野県	○	○	○	◎	(3 [3 ^(※1)] / 3)
雌阿寒岳	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	弥陀ヶ原	富山県	○	○	○	○	(2 [2] / 3)
大雪山	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	焼岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
十勝岳	北海道	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	乗鞍岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
樽前山	北海道	○	○	○	○	(1 [3] / 3)	御嶽山	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	(5 [5] / 5)
倶多楽	北海道	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	白山	岐阜県、石川県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
有珠山	北海道	○	○	○	○	(1 [3] / 3)	富士山	神奈川県、山梨県、静岡県	○	○	○	○	(14 [18] / 27)
北海道駒ヶ岳	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	箱根山	神奈川県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
恵山	北海道	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)	伊豆東部火山群	静岡県	○	○	○	○	(2 [3] / 3)
岩木山	青森県	○	○	○	○	(5 [6] / 6)	伊豆大島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
八甲田山	青森県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	新島	東京都	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
十和田	青森県、岩手県、秋田県	○	○	○	○	(10 [15] / 30)	神津島	東京都	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
秋田焼山	秋田県	○	○	○	○	(1 [2] / 2)	三宅島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
岩手山	岩手県	○	○	○	◎	(4 [4] / 4)	八丈島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
秋田駒ヶ岳	秋田県、岩手県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	青ヶ島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
鳥海山	秋田県、山形県	○	○	○	◎	(4 [4] / 4)	鶴見岳・伽藍岳	大分県	○	○	○	○	(3 [4] / 4)
栗駒山	秋田県、岩手県、宮城県	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	九重山	大分県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
蔵王山	山形県、宮城県	○	○	○	◎	(5 [5] / 5)	阿蘇山	熊本県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
吾妻山	山形県、福島県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	雲仙岳	長崎県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)
安達太良山	福島県	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	霧島山	宮崎県、鹿児島県	○	○	○	○	(5 [6] / 6)
磐梯山	福島県	○	○	○	○	(6 [7] / 7)	桜島	鹿児島県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)
那須岳	福島県、栃木県	○	○	○	○	(2 [4] / 4)	薩摩硫黄島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
日光白根山	栃木県、群馬県	○	○	○	○	(0 [3] / 3)	口永良部島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
草津白根山	群馬県、長野県	○	○	○	○	(2 [5] / 5)	諏訪之瀬島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)
浅間山	群馬県、長野県	○	○	○	○	(3 [6] / 6)	合計		49	49	48	48	(147 [177] / 202)

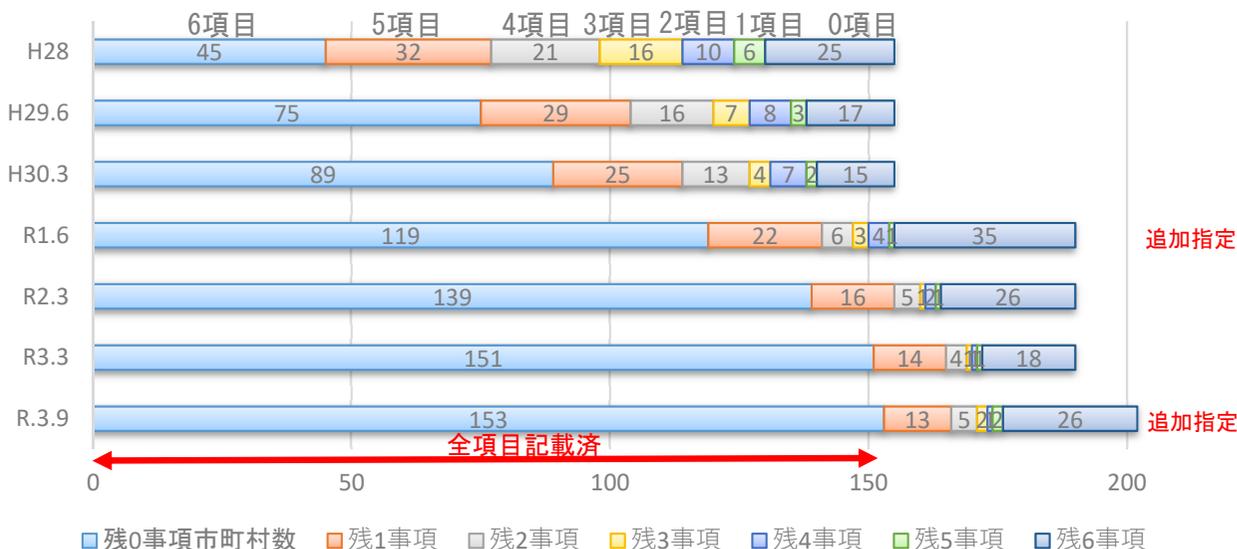
(※1) 令和3年9月30日現在で、関係市町村の一部で策定済の場合には「○」、関係市町村の全ての市町村で策定済の場合には「◎」とした。
 (※2) 対象市町村が火口周辺地域(噴火警戒レベル等2, 3発表時に警戒すべき範囲)を有している場合は、登山者等向け(噴火警戒レベル2, 3等発表時)と住民等向け(噴火警戒レベル4, 5等発表時)のそれぞれの対策として、対象市町村が火口周辺地域(噴火警戒レベル2, 3等発表時に警戒すべき範囲)を有していない場合は、住民等向け(噴火警戒レベル4, 5等発表時)の対策として、活動火山対策特別措置法第6条第1項1, 2, 3, 4, 6号の各事項を全てを記載している場合を「策定済」とした。
 (※3) 火山災害警戒地域に指定された市町村数
 (※4) []内は、活動火山対策特別措置法第6条第1項1, 2, 3, 4, 6号の各事項について、最低1事項は策定している市町村数

策定項目数の推移

登山者等向け（噴火警戒レベル2、3発表時等）の対策



住民等向け（噴火警戒レベル4、5発表時等）の対策



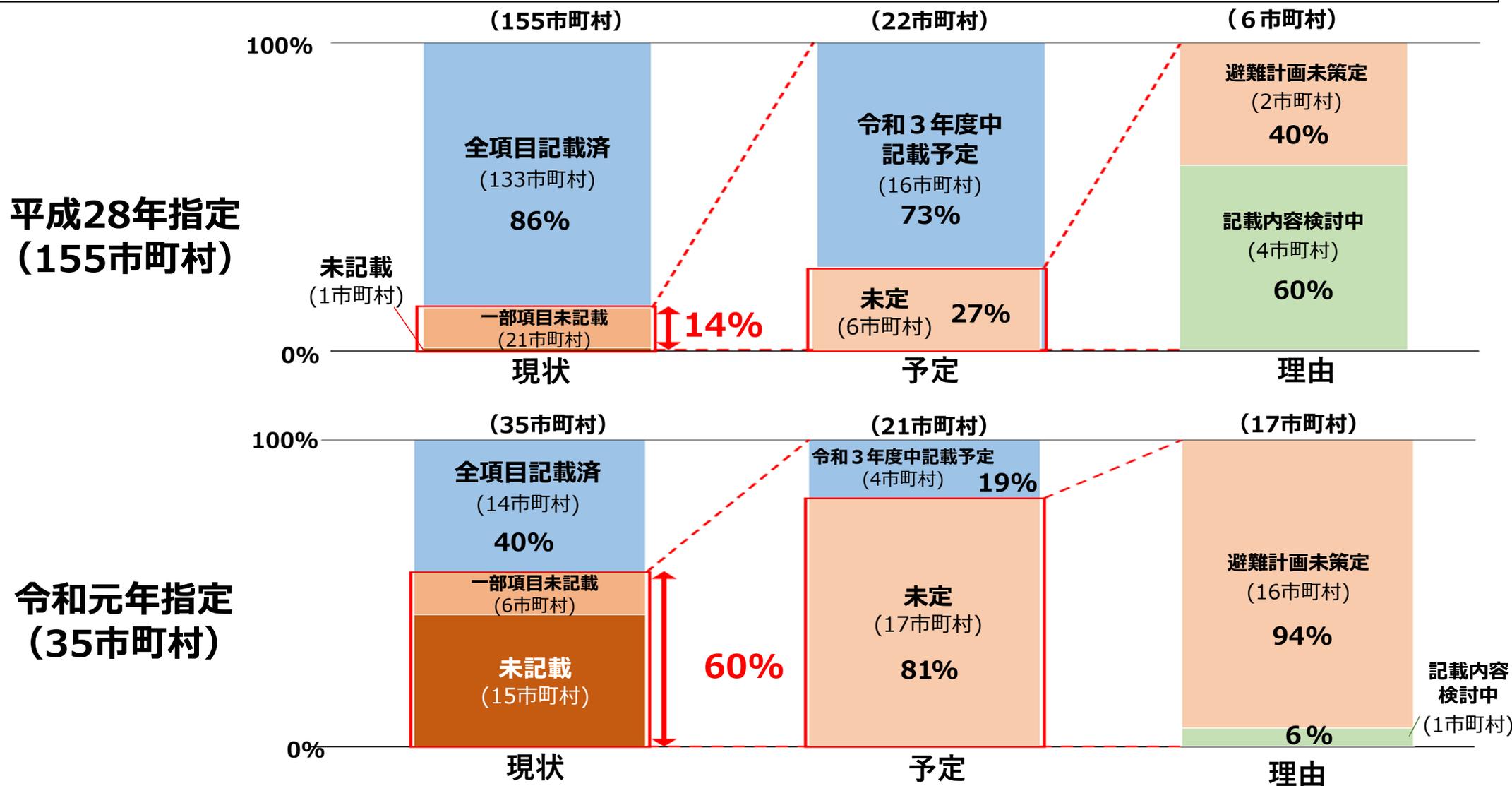
- 令和3年5月31日の火山災害警戒地域の追加指定に伴い、対象市町村が190市町村から202市町村に増加。
- 登山者等向け（噴火警戒レベル2、3発表時等）の対策、住民等向け（噴火警戒レベル4、5発表時等）の対策ともに、平成28年以降、策定が進んでいる。
- 登山者等向け（噴火警戒レベル2、3発表時等）の対策については、9割以上の市町村で全6項目記載されている。
- 住民等向け（噴火警戒レベル4、5発表時等）の対策については、7割以上の市町村で全6項目記載されている。

※活火山法第6条第1項第1、2、3、4、6号の各項目

- ・ 第1号 警報等の伝達等に関する事項
- ・ 第2号 避難のための措置に関する事項
- ・ 第3号 避難施設・避難場所
- ・ 第3号 避難路・避難経路に関する事項
- ・ 第4号 避難訓練の実施に関する事項
- ・ 第6号 救助に関する事項

火山災害警戒地域の指定年度別の進捗

・新たに火山災害警戒地域に指定された市町村で、地域防災計画等への記載が進んでいない



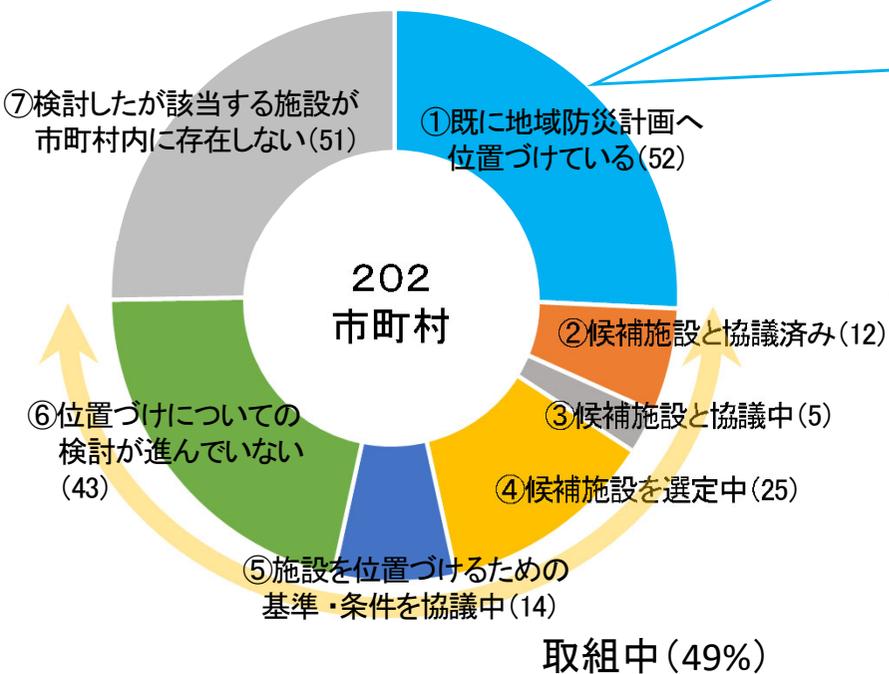
※令和3年指定の12市町村を除く

引き続き、進捗状況の調査、研修の実施等による記載支援を継続するとともに、来年度以降、より詳細な調査結果（未記載自治体名や個別の未記載理由等）を公表することも検討

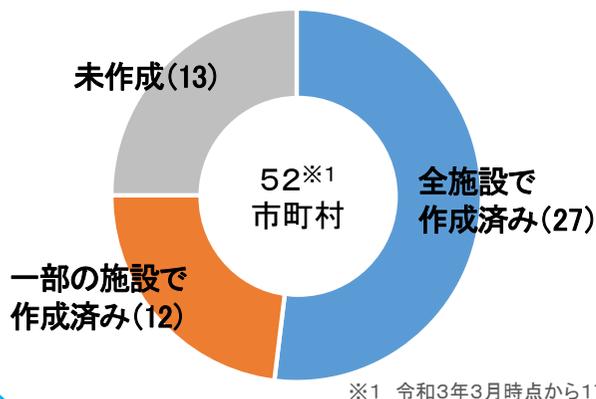
地域防災計画への避難促進施設の位置づけ及び 避難確保計画の作成の取組状況（令和3年9月30日現在）

- 火山災害警戒地域の延べ202市町村に対して、避難促進施設と避難確保計画についてアンケート調査。
- 地域防災計画への避難促進施設の位置づけ状況について、回答は次の通り。
 - ・52市町村（約26%）で地域防災計画に位置づけており、51市町村（約25%）で該当する施設なしとしている。
 - ・残りの99市町村（約49%）で、候補施設との協議などの作業途中など、未だ地域防災計画に位置づけられていない。
- 避難確保計画の作成状況について、施設位置づけ済みの52市町村のうち、27市町村（約52%）では全施設で作成済み。避難促進施設ごとに見た場合には、477施設中378施設（約79%）で作成済みであった。

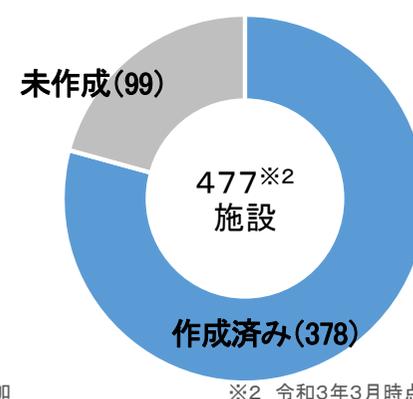
火山災害警戒地域の市町村地域防災計画における避難促進施設の位置づけ等の状況



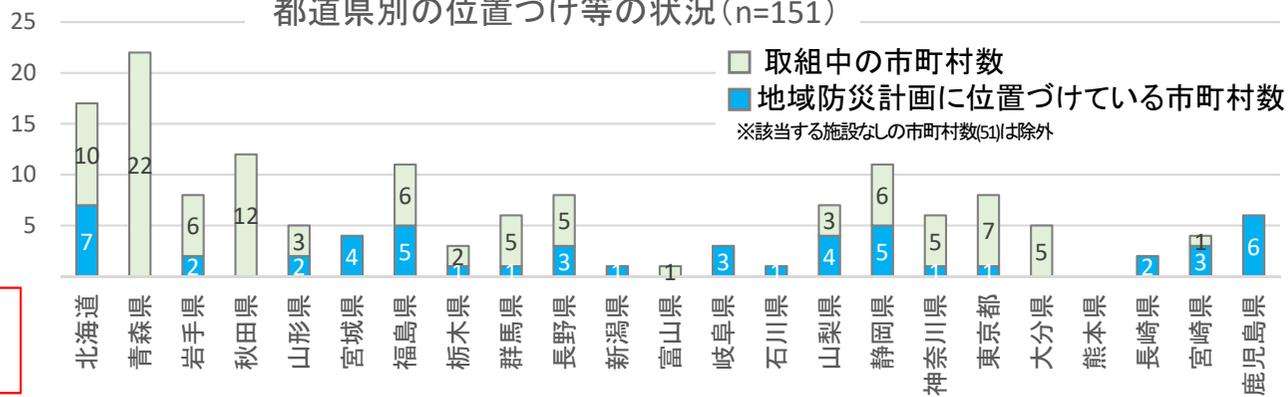
避難促進施設を地域防災計画へ位置づけた市町村における避難確保計画作成状況



避難促進施設における避難確保計画作成状況



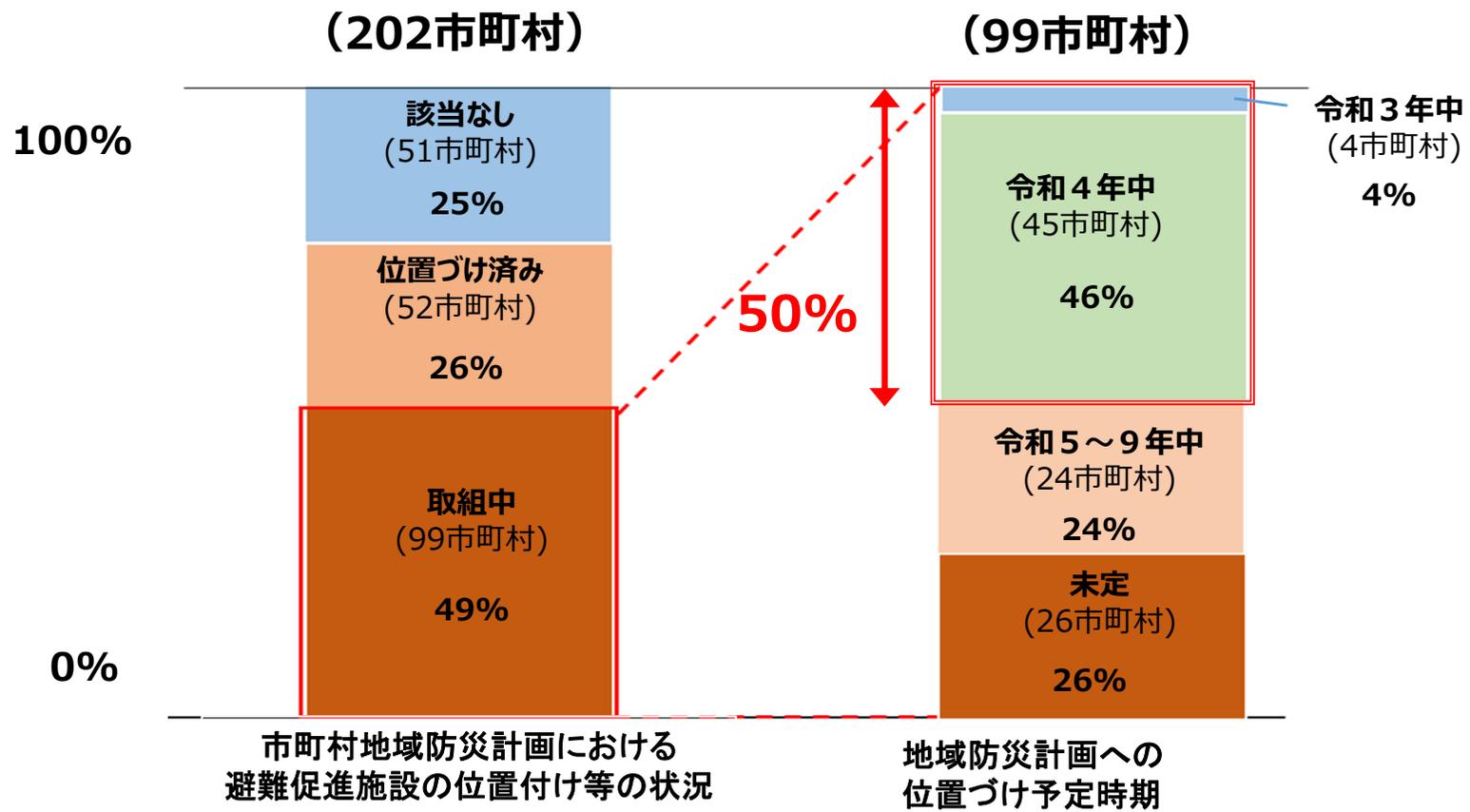
都道府県別の位置づけ等の状況（n=151）



「⑥位置づけの検討が進んでいない」理由の約9割が「前提となる避難計画を策定・改定中」（R3.3時点のヒアリング調査）

避難促進施設の地域防災計画への位置づけ予定時期

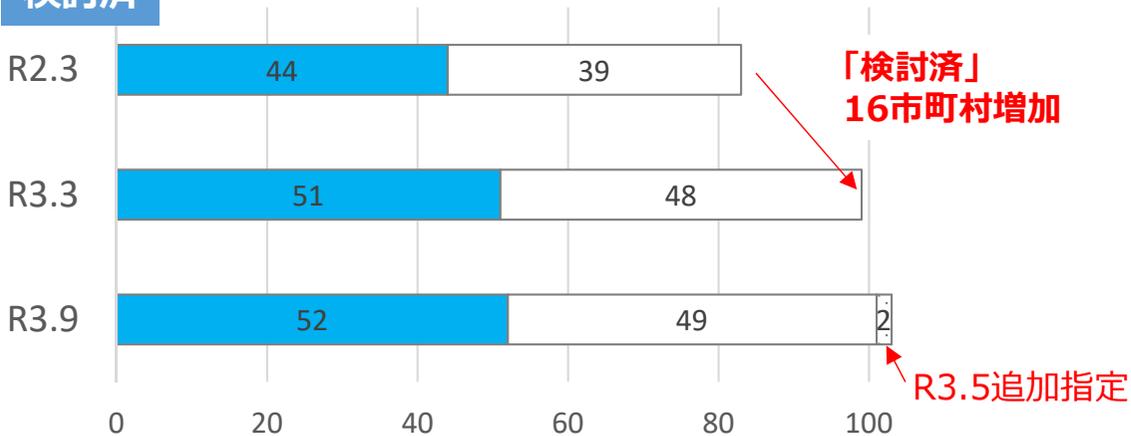
・「取組中」の99市町村のうち、約半数の市町村で令和4年中に避難促進施設を地域防災計画に位置づけ予定と回答



避難促進施設の位置づけ、検討状況の推移

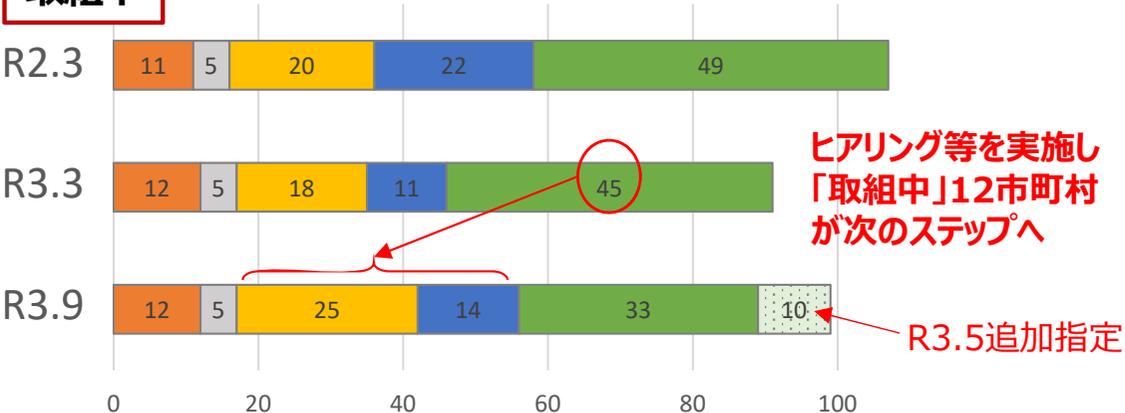
・令和3年度上半期で「取組中」の市町村の取組が進捗

検討済



- 指定済
- 検討したが該当する施設が市町村内に存在しなかった
- 検討したが該当する施設が市町村内に存在しなかった (R3.5追加)

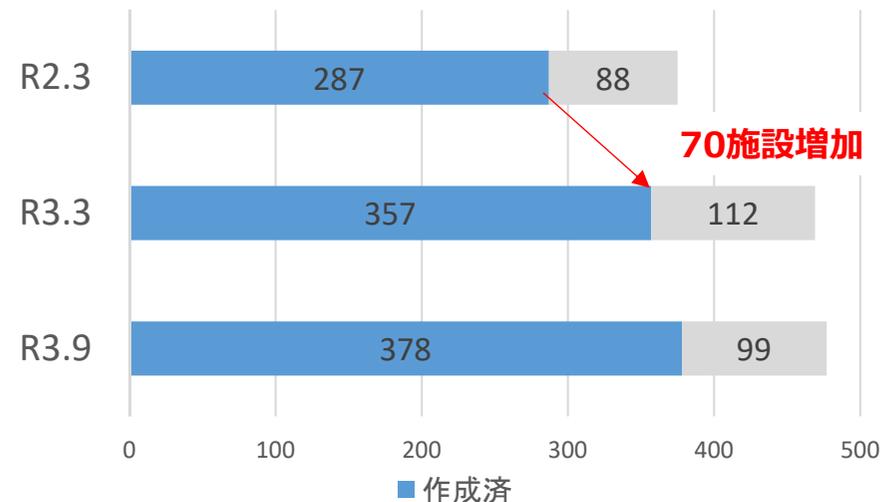
取組中



- 施設と協議済み
- 候補施設と協議中
- 候補施設を選定中
- 施設の指定基準・条件を協議中
- 指定についての検討が進んでいない
- 指定についての検討が進んでいない (R3.5追加)

位置付け済避難確保計画の作成状況の推移

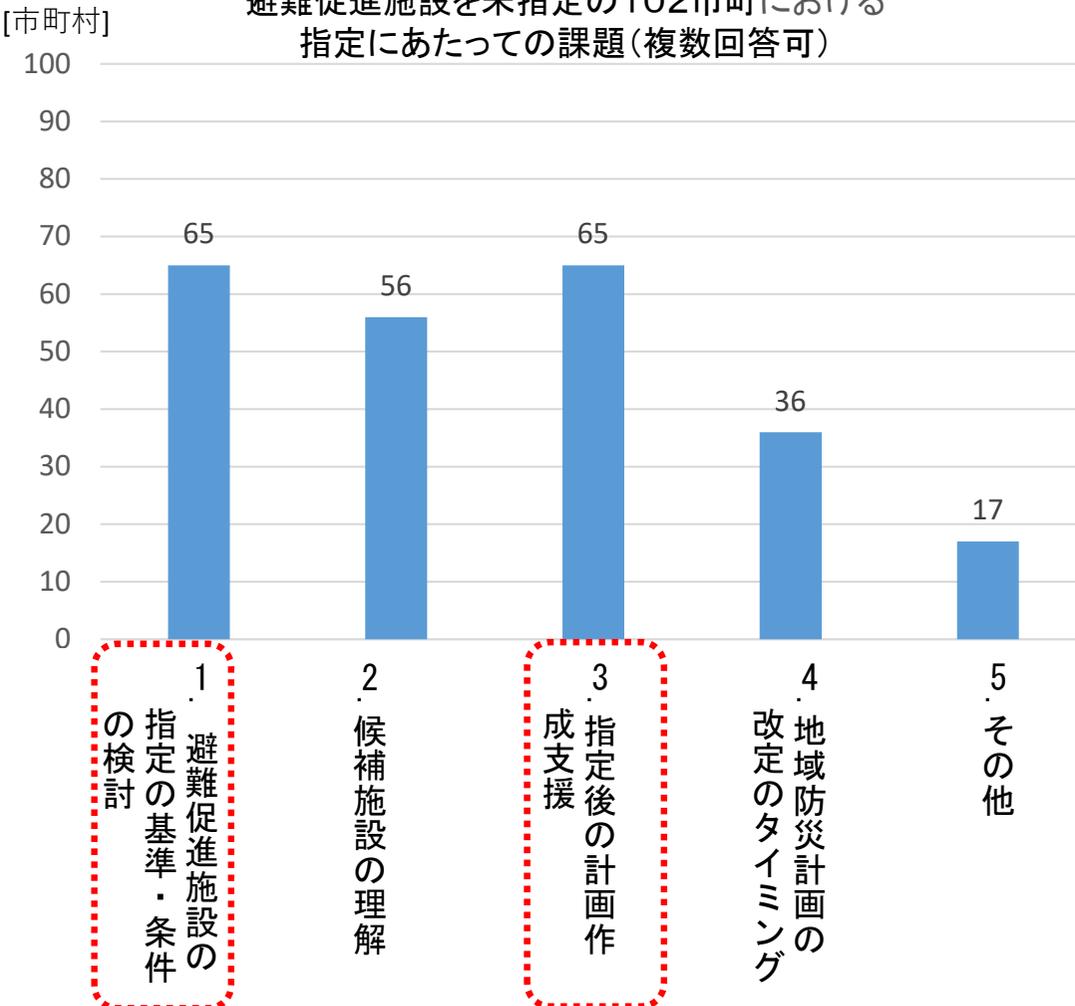
・令和2年度には70施設が避難確保計画を作成



- 避難促進施設を未指定の102市町*へのアンケートでは、65市町村（約64%）で「避難促進施設の指定の基準・条件の検討」、「指定後の計画作成支援」が避難促進施設の指定にあたって課題と感じていた。
- 「避難促進施設の指定の基準・条件の検討」では、指定対象施設が多くなった場合の指定後の避難確保計画作成に関する懸念や、指定理由の対象施設への説明が難しい等の課題が挙げられた。「指定後の計画作成支援」についての具体的な課題として、支援の方法が分からないことや、雛形を作成する知識が不足しているなどのノウハウの不足が挙げられた。

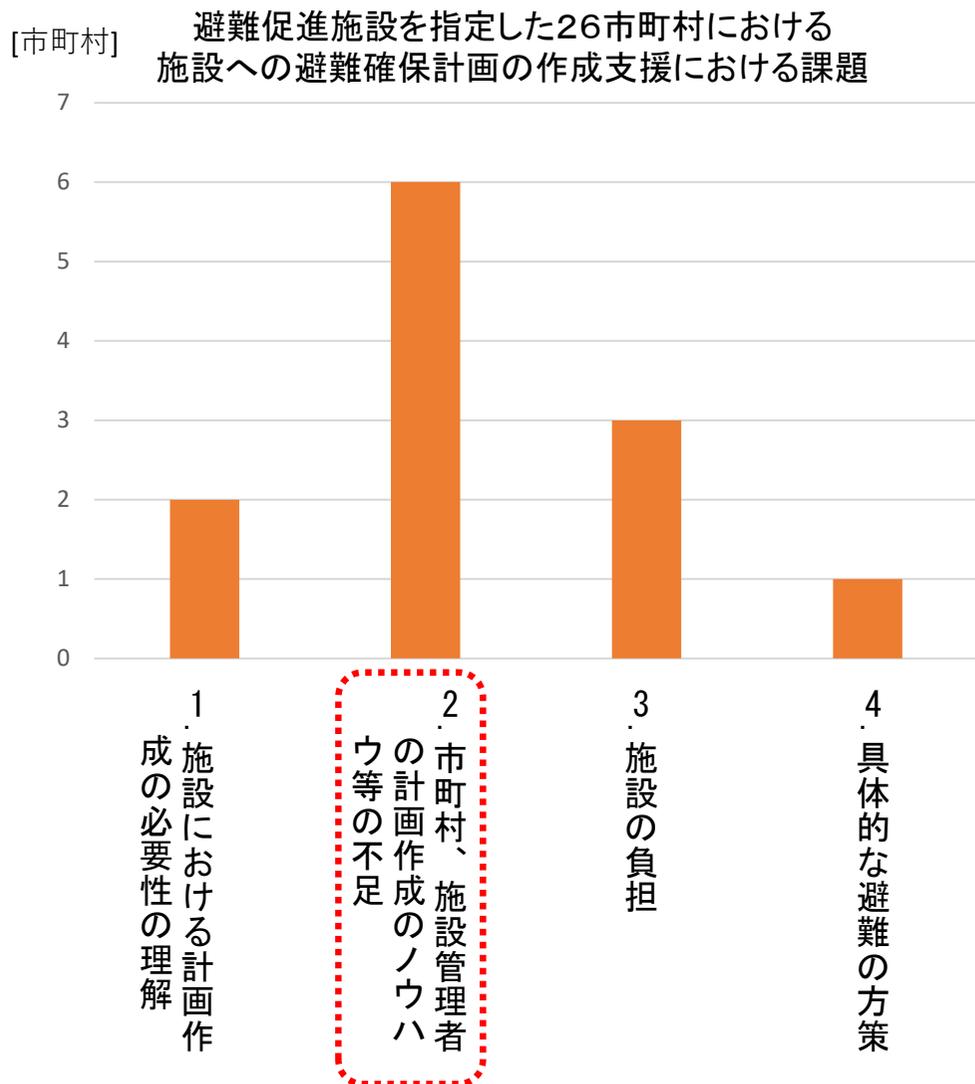
*「避難促進施設の指定を実施している」もしくは「該当する施設が存在しない」以外の回答があった市町村

避難促進施設を未指定の102市町における
指定にあたっての課題（複数回答可）



分類	主な意見
1. 避難促進施設の指定の基準・条件の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードのエリアが市街地であり、対象施設が非常に多く計画作成の対応に苦慮することが予想される。 ・今後検討しなければならない課題である。 ・指定理由について対象施設への説明の仕方が難しい。
2. 候補施設の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・観光等における風評被害も懸念され、施設管理者等からも同意を得られない。
3. 指定後の計画作成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・指定した施設に対する計画作成支援の方法がわからない。 ・対象候補施設にノウハウがない。 ・市町村で雛形等を作成しなければならないと思うが、知識不足により進んでいない。
4. 地域防災計画の改定のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画を改定する際に意見を聴く火山防災協議会と、市町村防災会議の開催時期が合わず、改正まで時間がかかる。
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・指定することによる風評被害への懸念 ・知識、人員不足 ・避難促進施設の基準や条件を協議する前に、地域の住民等への火山災害に関する基礎知識の普及啓発が必要 ・避難促進施設、緊急避難場所、指定避難所の違いがわからない。

- 施設の避難確保計画の作成支援における課題に関する市町村へのアンケートでは、市町村、施設管理者の計画作成のノウハウ等の不足に関する回答が最も多かった。
- 具体的な内容としては、類似施設での作成例など具体的な情報が不足している、施設管理者がどのように計画を作成していいのかが戸惑いがあった、自治体は施設の詳細までは分からないため適切な支援が難しい、などが挙げられた。



分類	主な意見
1. 施設における計画作成の必要性の理解	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定火口から各避難促進施設までの距離が離れていることもあり、避難確保計画の作成に疑問を持つ施設もあった。
2. 市町村、施設管理者の計画作成のノウハウ等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似施設の作成例など具体的な情報が不足していた。 ● 施設管理者に、どのように計画を作成していいのかが戸惑いがあった。 ● 施設管理者が計画作成に不慣れである。また、市は施設の詳細まではわからないため、適切な支援が難しい。 ● 避難促進施設の所有者に、内閣府の手引きを渡すだけでは作成することが難しいため、防災部局がひな型を作成するなどの支援が必要であった。
3. 施設の負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族経営など小規模な避難促進施設においては、避難確保計画の作成が負担となっている。 ● 宿泊施設では業務多忙の中の避難確保計画作成となるため、負担となっている。
4. 具体的な避難の方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 突発的に噴火した場合についての、規制範囲外への避難のタイミング ● 大規模噴火の際の、施設から町外への避難対応について、町の避難計画で今後検討する必要がある。

避難促進施設の指定基準例（火山防災協議会への聞き取り調査）

想定される火山現象の影響範囲内に位置する集客施設等を、**火口近くに位置する施設**や**利用者が多い大規模な施設等**、地域の実情を考慮した上で適切に指定条件を設定し、市町村が避難促進施設として指定することが重要である。

噴火時等の具体的で実践的な避難計画の手引き

火口近くに位置する施設

火口からの距離	<ul style="list-style-type: none">火口から約4 km以内の区域にある施設
噴火警戒レベルの規制範囲	<ul style="list-style-type: none">噴火警戒レベル2の規制範囲にある施設

利用者が多い大規模な施設

利用者の多い施設	<ul style="list-style-type: none">「大規模な施設」の目安として消防法の「宿泊施設に関しては、宿泊定員と従業員を合わせて30人以上となる施設」営業時間中に所有者等の従業員が常駐し、次のいずれかに該当する施設・不特定かつ多数の者が利用する施設（防火管理者が必要となる30名以上が収容される施設）
----------	---

その他

居住地域のうち特に火口に近い施設	<ul style="list-style-type: none">噴火警戒レベル4の規制範囲内の集客施設等第2次避難対象エリア（対象施設の全てを対象）
要配慮者利用施設	<ul style="list-style-type: none">活動火山対策特別措置法の第6条5項口に該当する施設噴火警戒レベル4または5の場合における避難対象地域内にある介護施設
宿泊施設	<ul style="list-style-type: none">島内にある宿泊施設（集客施設）

突発噴火時の緊急避難対策の推進（避難確保計画の作成支援）

- 令和元年度より集客施設等の避難促進施設における避難確保計画の作成支援を実施

事業目的

御嶽山や本白根山では突発的な噴火が発生。火口周辺には集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）が存在し、旅行者等の円滑な避難には、各施設による避難誘導が重要。

活動火山対策特別措置法の改正により、市町村が指定する集客施設や要配慮者利用施設の所有者等に対して、「避難確保計画」の作成や、計画に基づいた訓練の実施等が位置付けられた。

集客施設等の所有者の計画作成を支援し、支援から得られた知見を全国で共有することで、各避難促進施設における避難確保計画の作成を促進し、もって火山防災対策をより一層推進していくものとする。

検討の概要

種類や状況の異なる集客施設等をモデルとして、都道府県や市町村等を交えて、避難確保計画を協働で検討し、避難確保計画の作成に当たっての具体的な課題と解決策を検討。

○第12回噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（令和3年3月2日）

令和元年度に作成した避難確保計画作成の事例集やひな形の記入方法等を記載した作成ガイド等について、令和2年度の支援を踏まえた改善を反映させるため開催。



＜複数施設が共同して計画を作成している事例＞

	グループ	施設別
集客施設	A	交通関係施設 ロープウェイ、鉄道駅、バスターミナル 等
	B	宿泊施設 ホテル、旅館、山小屋 等
	C	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 キャンプ場、スキー場 等
	D	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 観光案内所、飲食店、土産屋 等
要配慮者利用施設	E	医療機関 病院、診療所 等
	F	医療機関以外の要配慮者利用施設 保育所、学校、福祉施設等

＜避難促進施設のグループ分け＞